

資料 1 決算書の説明

平成 25 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

平成 25 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要

平成 25 年度の収支については、24 年度と比較し、歳入面で、国庫支出金、前期高齢者交付金がそれぞれ約 2,470 万円、約 3,980 万円増加するとともに、前年度からの繰越金も約 2,770 万円増加し、会計全体で約 3,350 万円の増となっています。

一方、歳出面では、医療費に該当する保険給付費が約 7,150 万円減少しているものの、後期高齢者支援金等、介護納付金がそれぞれ約 1,530 万円、約 1,060 万円増加するとともに、後年度の財政需要に備えるための基金積立金が約 5,310 万円、24 年度補助金等の精算還付額の増加に伴って諸支出金が約 2,360 万円増加した結果、会計全体で約 1,950 万円の増となっています。

結果としまして、歳入総額 34 億 7,985 万 2,169 円に対し、歳出総額は 33 億 1,361 万 7,057 円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた収支差引額は 1 億 6,623 万 5,112 円となり、この額は 26 年度に繰越します。

また、25 年度において財政調整基金から生じた利子 30 万 7,386 円と任意積立 7,214 万 1,614 円の計 7,244 万 9,000 円を基金に積み立て、25 年度末の国保財政調整基金残高は 1 億 9,616 万 1,000 円となっています。

医療費の動向といたしましては、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費が、前年度と比べて約 2.4%減少しております。しかしこれは、24 年度が 7.7%という大幅な伸びであったためであり、23 年度と比較しますと約 9,300 万円増加しております。

国保被保険者の年間平均の被保険者数は、前年度と比べて 0.2%減少しています。1 件当たり費用額も 24 年度より 2.5%減少して 20,717 円となっていますが、これは 24 年度が対前年度比 5.7%増という大幅な伸びを示したためであり、前々年度である 23 年度と比較しますと、3.1%増加しております。高齢化の進行と医療技術の高度化により医療費はこれからも増加するものと考えており、今後の動向を注視してまいります。

医療費の増加抑制としましては、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関

する法律」により全保険者に義務付けられた「特定健診・特定保健指導」を実施し、40歳以上の方の生活習慣病予防に努めております。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を促進し、費用負担抑制に繋げる目的で、「ジェネリック医薬品希望カード」付きの啓発リーフレットを被保険者に配布するとともに、25年度からは、先発医薬品から後発医薬品に切り換えた場合の利用差額を被保険者に年2回通知しております。

引き続き、決算書の説明を申し上げます。

22 ページの歳出から説明いたします。

款1 総務費 項1 総務管理費 目1 一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。

決算額は3,694万3,570円で、前年度に比べて約80万円の減となっておりますが、主な要因は、人事異動等による人件費の減によるものであります。

24 ページをお願いします。

項2 徴税費 目1 賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。

決算額は314万9,125円で、前年度より5千円増加しております。

款2 保険給付費 項1 療養諸費 目1 一般被保険者療養給付費は、一定期間会社などにお勤めになって年金を受給されている「退職被保険者等」以外の方々、「一般被保険者」に対する医療費の保険者負担分であります。25年度決算額は17億6,659万671円で、前年度より約270万円増加しております。25年度は入院に係る費用額が約4,500万円減少しており、保険者負担額全体の増加額も約270万円にとどまっております。

目2 退職被保険者等療養給付費は、先ほどご説明した「退職被保険者等」に対する医療費の保険者負担分であります。25年度の決算額は1億6,909万8,620円で、前年度より約5,100万円減少しております。この要因は、主に退職被保険者等の減によるものと考えています。

26 ページをお願いいたします。

項2 高額療養費についてですが、「高額療養費」とは医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を保険者が負担するものです。目1 一般被保険者高額療養費は、2億789万4,958円で、前年度より件数で1件増加していますが、決算額としては約860万円の減となっております。

目2 退職被保険者等高額療養費は、2,710万8,392円で、前年度より件数で

74 件の減、決算額で約 650 万円の減となっております。

28 ページをお願いいたします。

款 3 後期高齢者支援金等 目 1 後期高齢者支援金につきましては、全ての 75 歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国保を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、4 億 2,403 万 1,306 円支出しております。前年度より約 1,500 万円の増となっております。

この支援金は、概算医療費を基に仮計算され、確定医療費で 2 年後に精算される仕組みとなっております。

款 4 前期高齢者納付金等 目 1 前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者支援金等と同様に、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度です。25 年度は 40 万 2,388 円支出しております。

30 ページをお願いいたします。

款 6 介護納付金は、40 歳以上 65 歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を介護保険に納付するものです。第 2 号被保険者 1 人当たりの負担額 5 万 9,588 円に第 2 号被保険者数 2,907 人を乗じて算出した 25 年度概算額に、前々年度の精算額と調整金額を加えた額 1 億 7,351 万 4,032 円を納付しております。前年度からは約 1,100 万円増加しております。

款 7 共同事業拠出金 目 1 高額医療費拠出金 6,118 万 4,853 円は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、あらかじめ全保険者で一定額を拠出し、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える対象医療費に応じた額が交付される高額医療費共同事業に係る拠出金であります。拠出金の額は前年度より約 290 万円減少しております。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金は、レセプト 1 件当たり 30 万円を超える医療費に対して支出される保険財政共同安定化事業に係る拠出金であります。医療費按分と被保険者数按分により、それぞれの太子町の拠出率を乗じて得た拠出金額 2 億 7,810 万 8,798 円を支出しております。

款 8 保健事業費 項 2 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費は、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき全保険者に義務づけられた、特定健診・特定保健指導に係る経費で、1,534 万 1,672 円を支出しております。

特定健診では 1,591 名の被保険者が受診され、そのうち 70 名に特定保健指導

を実施しております。前年度と比較して、受診者は 37 名増加し、受診率は 0.3% 増の 26.6%となっております。

32 ページをお願いいたします。

款 9 基金積立金は、25 年度において財政調整基金から生じた利子 30 万 7,386 円と任意積立 7,214 万 1,614 円の計 7,244 万 9,000 円を基金に積立て、25 年度末の国保財政調整基金残高は 1 億 9,616 万 1,000 円となっております。

款 11 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 3 償還金につきましては、24 年度の医療給付費の確定などの結果超過交付となった、国庫支出金、療養給付費等交付金、兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金の超過分を返還したものであります。

続いて、歳入について説明いたします。

10 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税の総額は、7 億 6,423 万 9,220 円で、前年度と比較し約 960 万円の増となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて、年度平均で 9 世帯の増、被保険者数では 20 人の減となっておりますが、平成 25 年度の保険税率改定により現年分調定額で約 700 万円、現年分収入済額で約 600 万円増加しております。

12 ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 療養給付費等負担金は 5 億 1,385 万 3,989 円で、前年度比で約 130 万円の増となっております。後期高齢者支援金分、介護納付金分の負担金の増によるものであります。

項 2 国庫補助金 目 1 財政調整交付金は、1 億 6,201 万 9,000 円で、前年度より約 2,400 万円の増となっております。介護納付金分等の増加により、普通調整交付金において約 2,800 万円増加しております。

14 ページをお願いいたします。

款 4 療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、2 億 5,283 万 9,000 円であります。24 年度は前年度の過年度精算による追加交付分が約 2,400 万円ありましたが、25 年度はこれが皆減となり、また、25 年度の保険給付に係る現年度分が、被保険者数の減少等により約 4,400 万円減少したことから、合せて約 6,800 万円の減となっております。

款 5 前期高齢者交付金は、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するために交付されるもので、前年度と比較し約 4,000 万円増の 8 億 9,323 万 7,692 円となっています。現年度分の概算交付金額は約 4,800 万円増えていますが、前々年度の精算額が 24 年度と比べ約 800 万円減少したことにより、全体として約 4,000 万円の増となっています。

款 6 県支出金は、1 億 7,905 万 5,388 円で、特別調整交付金の減により、前年度より約 840 万円の減となっています。

款 7 共同事業交付金 目 1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり交付基準額 80 万円を超える高額医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

交付金は 7,722 万 3,913 円で、前年度より約 1,900 万円増加しております。対象件数は 319 件で前年度より 10 件増加しております。

目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト 1 件当たりの交付基準額 30 万円を超える医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

交付金は 2 億 8,656 万 5,714 円で、前年度より約 1,100 万円減少しております。対象件数は 1,574 件で前年度より 49 件の減であります。

款 8 広域連合支出金 174 万 1,347 円は、国保の特定健診と同時に実施した 75 歳以上の後期高齢者に係る健康診査等に対する広域連合からの支出金であります。

款 10 繰入金は、1 億 6,751 万 3,020 円で、前年度より約 190 万円の減となっています。

各節ごとの詳細についてですが、保険基盤安定繰入金は増となっていますが、18 ページの職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金は減となっています。また、財源補てんのためのその他一般会計繰入金は行わず、いわゆる法定繰入のみとなっています。

款 11 繰越金は 24 年度決算の結果生じた実質収支額を 25 年度に繰り越したものです。このうち、目 1 療養給付費等交付金繰越金 468 万 3,005 円は、24 年度に超過交付された療養給付費等交付金を返還するための繰越金であります。

目 2 その他繰越金 1 億 4,754 万 9,437 円は、療養給付費等交付金の超過交付以外の理由により生じた繰越金で、前年度より約 2,300 万円増加しております。

35 ページをお願いします。

25 年度決算の総括といたしまして、歳入総額 34 億 7,985 万 2,169 円に対し、歳出総額は 33 億 1,361 万 7,057 円で、歳入歳出差引額 1 億 6,623 万 5,112 円を翌年度に繰越しいたします。

社会保障制度改革国民会議が昨年 8 月 6 日に取りまとめた「社会保障制度改革国民会議報告書」を踏まえ、12 月 5 日には改革の全体像や進め方を明らかにした、「社会保障制度改革プログラム法」が成立し、社会保障制度改革は具体的な議論の段階に入っています。本年 7 月 7 日には、国民健康保険の広域化について議論している「国保基盤強化協議会」において、国保改革の中間整理案が発表されました。

この中間整理案においては、国保事業の財政運営は都道府県が担う一方、市町村は引き続き保険税の賦課・徴収や保健事業を担当すること、また、突発的な給付費の増加や保険料未納などの財政上のリスクに対応するために「財政安定化基金」を創設することなどが方針として示されました。保険税の賦課・徴収については、各市町村が負担すべき保険税額を定める「分賦金方式」が打ち出されています。また、現在役場の窓口で担っている保険給付や資格管理の業務については、都道府県・市町村のどちらが担うのか、それぞれが担った場合のメリット・デメリットについて整理されています。

今後は、平成 27 年通常国会への法案提出に向けてさらに議論が加速し、具体的な改革のあり方が示されていくものと考えています。国保制度が大きな転換点を迎えている今日、本町としても円滑な移行ができるよう、議論の内容について注意深く情報収集するとともに、意見発出の機会が与えられる際には、積極的な意見・提言を行ってまいります。

本町の国保財政は、全国の市町村国保に比べまだまだ健全な財政運営ができていると考えていますが、今後の高齢化の進行、医療技術の高度化等による医療費の増加を考えますと、決して楽観視できる状態ではないと考えております。

国民健康保険事業が安定的に運営できるよう、医療費水準に見合う保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、関係部署と連携しながら保健事業を推進することにより、医療費の適正化に取り組んでまいります。